

支部ニュース

2014 年 11 月 No. 492

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202

Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める
新宿区議会への陳情提出と結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・新屋朝貴
- 歴史的な沖縄県知事選挙を前にして
11月13日新外交イニシアティブ（ND）シンポにもご参加ください・・・・・・・・田場暁生
- 第26回ソフトボール大会
※ ソフトボール大会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・黒澤有紀子
※ MVP 談話・・・・・・・・・・・・・・・・・・深井剛志
※ 大会結果
- 若手弁護士へのメッセージと返書
※ 日本国憲法の破壊を許さない力に・・・・・・・・・・・・・・・・大森典子
※ 千葉憲雄先生の「ある生き方」を拝読して・・・・・・・・・・高石育子
※ 我妻真典弁護士の記事を読んで・・・・・・・・・・・・・・・・林 治
- 新チラシ「混ぜると、もっとキケン！」活用をお願い・・・・・・・・・・早田由布子
- 10月幹事会議事録

集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める 新宿区議会への陳情提出と結果報告

東京法律事務所 新屋 朝貴

1. はじめに

2012年に安倍政権が誕生し、秘密保護法、そして集団的自衛権の行使容認と戦争するための体制が準備される中で、街頭で市民に訴えるだけでなく、地方議員にも直接訴えかけていこうという意見が所内の憲法委員会が出たのが7月9日のことです。

地方議会で秘密保護法や集団的自衛権に反対する意見書が国に出されていることに刺激され、新宿区議会へ陳情を出してみても良いのではないか、と議論が進みました。

昨年11月3日には、新宿区内の他の法律事務所と一緒に新宿アルタ前で憲法の誕生を祝うイベント「ハッピーバースデー憲法」を開きました。この時の経験を活かして、区内のつながりのある弁護士から賛同の署名を集めて提出することになりました。そして、「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める新宿弁護士の会」を立ち上げることになったのです。

陳情の要旨は、集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書を区議会として国に提出することを求めるものです。9月8日に陳情書を提出し、新宿区議会第3回定例会（9月16日から10月10日）の総務区民委員会に付託され、10月6日に審査されることになりました。

2. 一度目の会派要請

9月8日に陳情書と50名分の署名を新宿区議会に提出し、各会派への要請を行いました。区議不在の会派もあったので、日程をあらためて、再度要請をすることを決めました。

また、この要請で様々な教訓を得ました。自民党にはこちらの狙いを明確に伝えられなかったため、次回の際には、来年の統一地方選挙を意識させる訴えかけをしようということになりました。さらに、区議の名前と顔については知らない人が多いため、対応していただいた人が区議本人なのかどうかはつきりしないまま話してしまったこともありました。事前に各会派でどの議員が総務区民委員会に所属なのか、そして各会派や各議員のスタンスを調べてから要請に行くことを決めました。

3. 二度目の会派要請と署名提出

その後も、新宿区内の法律事務所に勤務する弁護士にさらに呼びかけを続けました。新宿区で陳情に賛成してくれそうな法律事務所と弁護士をリスト化し、誰がどの先生方に署名のお願いをするかを割り振り、電話かけや訪問を始めました。

そして9月29日、二度目の会派要請を行いました。キーパーソンとなる総務区民委員会所属議員と各会派幹事長が区議会議員団控室にいる日時を調べ、昼食から戻る頃（12時45分から13時の間）を狙っての要請でした。

今回の要請は、各会派に①陳情書名は全員弁護士であることと、前回要請時よりも署名数を増やしていること②日弁連が集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書出していること③弁護士会は全国52の

全単位会が反対していること④新宿区は平和都市宣言をしており、集団的自衛権の行使は戦争に突き進むものであり、平和都市としてのあり方に相反するものという4点を伝えました。自民党の総務区民委員会及び幹事長の議員には居留守を使われてしまいましたが、どの会派も陳情が提出されていることは認識している様子でした。しかし、その場ではっきりと態度を示す会派はなかなかありませんでした。

その後の奮闘の結果、10月3日時点で53筆追加した計103名分の署名が集まり、区議会へ提出しました。

4. 議会傍聴

10月6日、陳情について審査される総務区民委員会を所内の弁護士5名と事務局3名で傍聴しました。私たちが提出した陳情については、約25分の議論をした後、理事会にて陳情の扱いについて話し合わせ、陳情は採決をとることになりました。

「賛成の方は起立をしてください」、という議長の声のあと立ち上がったのは、田中区議（共産党）、平間区議（民主・無所属クラブ）、かわの区議（社会新宿区議会議員団）、なす区議（花マルクラブ）でした。以上の4名が賛成しましたが、自民党、公明党、区民主権の会の5名の議員が賛成せず、不採択となりました。

5. 各議員の発言

各議員の発言内容について紹介します。

社会新宿区議会議員団 かわの区議

「私はこの陳情の趣旨には賛成でありまして、ぜひ閣議決定の撤回を求める意見書を提出してほしい。集団的自衛権の行使を閣議決定ですることはこれまでの政府の一連の立場と180度違うことであるにも関わらず、議論もほとんど進んでないところで閣議決定だけして、関連法はもっと先にやっていくということに大変問題がある。国でやっていることではあるが、区民の平和・暮らしにとっても関係がないわけではない。とりわけ新宿区には防衛省もあり、新宿区からやっていくことは必要だろう。新宿区内の賛同弁護士が新たに53人増えて103人の方が陳情者になっている。新宿区内の弁護士の意思ということにもそれなりに大きなインパクトがある。平和都市宣言から考えてもこの趣旨についてしっかり受け止めて意見書を出すよう求めたい」。

花マルクラブ なす区議

「徴兵制度が違憲でない時代というのが来る危険がある。そういう意味では憲法の解釈変更は重大問題。どんだんなし崩しに、集団的自衛権、徴兵制という風に流れていく。当然新宿区議会としては意見書を出したい。ただ、今の区議会の会派の構成からみると陳情が採択されるとは絶対思えないが、審議するのはいいこと。審議未了というかたちで終わらせるのは絶対だめ。不採択なら不採択で堂々と各会派が意見を述べるべき。審議未了は、区民に見えないところでふたをするということだ。」

民主無所属クラブ 平間区議

「会派としては、確かに容認に関しては賛成反対いろいろあるが、やり方として閣議決定があまりにも十分な議論と慎重な姿勢があったのかという点で、いかがなものかと思っている。ぜひ新宿区として意見書を提出したいと思っている。」

日本共産党 田中区議

「説明責任を果たしてないから問題と言っている陳情ではない。閣議決定そのものが違憲と言っている。これまで一貫して自民、民主、法制局が集団的自衛権行使は違憲という話をしていて、憲法改正しか道がないと

ということが踏襲されてきた。それが、安倍晋三氏の個人の諮問機関で集団的自衛権を容認する答申、そのうえで7月1日までの間に決定をするというやり方。集団的自衛権の行使は憲法改正しなければ無理というのが法曹界では当たり前のこと。そこを大きく舵をきったことが問題。憲法を変えた方がいいという方も含めておかしいといっている。閣議決定を撤回するというに立ち戻って議論をする。撤回があつて初めて日本の平和を語る議論の出発だろう。」

公明党 中村区議

「公明党としては、どこまで専守防衛を堅持して、他国防衛のための集団自衛権は断固反対である。閣議決定は、今後の法律を作る上での方向性を内閣として決定したもの。7月15日の内閣法制局長官答弁でも、1972年の基本論理を維持しており、憲法9条と整合する合理的解釈の範囲内といっており、元内閣法制局の阪田氏も今回の閣議決定は従来の政府見解の延長線上であると述べている。国民に十分説明しなかったのは反省すべきであり、政府がもっと情報提供すべきである。与野党交えて国会の場で、関連法案が憲法の枠内なのか、解釈が憲法の範囲内か、他国防衛のための防衛ができるかについて議論していくことである」

自由民主党 宮坂区議

「閣議決定について、確かに説明が非常に不足していることは間違いない。できれば、これから法制度に向けた議論を国会で行っていただきたい」

6. 陳情の取り組みの成果

今回の成果として、陳情に反対した議員を明らかにすることができたこと、自民党・公明党の議員も釈明せざるを得ない状況にしたこと、要請時は態度が曖昧だった民主党が賛成に回ったことがあげられます。また、短期間で100人を超える弁護士の方から賛同の署名をしていただくことができました。ご協力をいただいた弁護士の皆様、ありがとうございました！

今後は、街頭宣伝などでこの結果を新宿区民の方に広く訴えていきたいと思います。地元新宿の区議会の中で、集団的自衛権行使容認の撤回を求める陳情に反対した政党と区議を多くの区民に知らせる取り組みをしたいと思います。

また、今回の陳情は10月10日の本会議において、総務区民委員会で陳情に賛成した議員から賛成討論がされました。当事務所の弁護士が法律相談を担当している区議は、このようなことは区議4期目にして初めてのことであり画期的なことだと言っていました。本会議での賛否は14対20で否決されました。本会議の議事録は新宿区役所のホームページに掲載される予定です。



陳情への賛成を求めて区議会議員に要請する
東京法律事務所所員（左側4名）

7. 今後の取り組みについて

集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める新宿区議会への陳情の取り組みは、すでに次回 12 月議会に向けて動き出しています。

新宿区で平和と民主主義の運動を進める「みんなの新宿をつくる会」（略称：みんなの会）に要請し、今後はみんなの会名義で陳情を出す予定です。また、これまでは弁護士から署名を集める取り組みでしたが、今回は弁護士だけでなく、広範な市民に賛同の署名を呼びかけ、何倍もの署名を集めて議会に提出したいと考えています。

続報を乞うご期待！

歴史的な沖縄県知事選挙を前にして

11月13日新外交イニシアティブ（ND）シンポにもご参加ください

城北法律事務所 田場 暁生

1 沖縄県知事選挙の構図

歴史的な沖縄県知事選挙が迫っています。歴史的というのは、かつての保守 vs 革新ではない構図であること、ここで現職が当選すると県内新基地建設が民意によって正当化されること、他方、辺野古新基地建設反対の人物が知事になると日本の政治及び日米関係をも動かす可能性がある選挙であることなどからです。私は、シンクタンク・新外交イニシアティブ（ND）のメンバーとしてこの間、沖縄に色々な形でコミットしてきました（沖縄出身の祖父母をもつウチナンチュ（＝沖縄人）三世でもあります）。以下、沖縄県知事選挙などについて思うところを書きます。

沖縄県知事選挙には、有力 4 候補として、翁長雄志前那覇市長、喜納昌吉元民主党参議院議員、下地幹郎元郵政民営化大臣、仲井真弘多現知事が出馬の予定です（10 月 23 日現在）。10 月 21 日、翁長さんが政策を発表しました。翁長陣営は、社民党、共産党、社会大衆党、（生活の党）という従来の革新陣営と、仲井真知事の辺野古埋立承認に異議を唱えて自民党を除名された那覇市議らをはじめとする保守層や今まで仲井真知事を支える中心となってきた経済界メンバーなどの連合体です。翁長さんは、辺野古新基地建設を阻止するための辺野古埋立承認取



辺野古の海とキャンプシュワブ

消・撤回の検討及びその他の諸方策のみならず、オスプレイの訓練にも使われる沖縄北部やんばる地域の高江ヘリパッド建設もNO、カジノNO、原発NO、TPPもNO、格差社会反対、憲法9条の精神尊重などを政策・方針として決めました。この間、喜納さんから「翁長さんは埋立承認取り消しや撤回を言わない」などと言われてきましたが、それに対する回答も含めて、基本的に素晴らしい内容になったと感じます。経済界で翁長さんを支持しているのは沖縄では誰もが知っている企業で、今まで保守政界を支えてきた方々です。今、沖縄の辺野古新基地建設に抗う人たちの間では、「かりゆしホテルに泊まって、金秀のスーパーで買い物を、お中元は沖縄ハムに」と言われています。みなさんも、ぜひ沖縄に行くときは利用してください！なお喜納さんは民主党を除名され、民主・公明は自主投票（連合は翁長支持）です。

2 ワシントン進出

翁長さんは、ワシントンDCに県の駐在員を派遣して情報収集・情報発信をすることも政策に盛り込みました。これまでの革新知事（候補）でもこのようなアプローチをすることはありませんでした。私は鳩山政権発足直前から、ワシントンDCのロースクールに通いつつ、「世界の首都」「政治の街」でアメリカ政治や日米関係を様々な形で学び、経験しました。外務省、米「知日派」、日米シンクタンク関係者、日本のマスメディア等々ごく少数の関係者だけをプレイヤーとして、日米関係はいびつなカタチで動いているのだということも実感しました。このようなこともあり、「最低でも県外」との鳩山政権の公約実現が容易ではないことはわかっていました。私は、たとえばドイツの（政権党だけではなく）主要政党などはワシントンDCに事務所を持っていることを知っていましたので、訪米する（日本の）民主党関係者などに、繰り返し「（普天間の県外移設との公約を実現したいならまずは）ワシントンに事務所と人を置かないのですか？」と話しました。しかし、結局これすらも実現しないまま、私がワシントン滞在中に鳩山政権は退陣しました。自民党には外務省という自民党の事務所といってもよい存在がワシントンにいたのでそれを利用すれば足りませんが、そのような体質を持った外務省だけを通じて情報収集・交渉準備などをするということ自体がそもそも問題なのです。今までの日米関係を牛耳ってきた関係者に対するプレッシャーも与えることができません。なお、仲井真県政でも対米対策をしていますが、駐在を置くには至らず、その他様々な問題点もあります。翁長さんの政策が実現すれば、沖縄県の対米活動は今までとは質量とも飛躍的に異なる内容になると思われます。もっといえば、今後日本で政権交代が起きたときなどのワシントン対策のモデルとなるようなケースになる・・・かもしれません。

3 沖縄県知事選挙をご支援ください（NDシンポにもご参加ください）

私は団総会には行けませんでした。沖縄の団員から選挙に向けてアピールがあったと聞いています。ぜひ、東京の団員の皆さま、沖縄知事選挙を支援していただきたいです。どの媒体だか忘れましたが、南部の竹村団員が今度の知事選で「（辺野古新基地建設を許さない立場が）圧倒的に勝つ」ことが重要だと書いていたのを読みました。そのとおりだと思います。ただ、四年前の知事選しかり、名護市長選より後の県内首長選しかり（保守が軒並み勝っています。企業の締め付けもものすごいです）そう甘くはありません。みなさま、ぜひぜひご支援をお願いします。そして、当選後にご支援ください。選挙で当選した瞬間に国と対立関係になるため、そこからが正念場です。僕も城北からいつ沖縄に移ろうか考えているところです（うそです）。

最後になりますが、今回もND企画「安倍政権2年間の安保・外交政策を振り返る ―沖縄米軍基地問題を中心に」（11月13日）のチラシを同封しました。翁長さんも各所で論戦にフル活用している、竹村団員おすすめ(?)のND編「虚像の抑止力」出版記念シンポを執筆者全員の登壇で行うというものです。海兵隊が沖縄にいる軍事戦略上の意味（抑止力）がないことについて、書籍出版、沖縄・東京でのシンポ等々沖縄県知事選前にすべて間に合わせる事ができました。ぜひシンポにご参加ください。

第26回ソフトボール大会

ソフトボール大会の報告

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

去る10月28日、東京支部最大級のイベント?であるソフトボール大会が開催されました!!

毎年100名以上が参加する本大会。大会後の懇親会にも100名以上の方が参加され、東京支部所属団員を有する各事務所間の懇親を深めました。

当日は、秋の大会にふさわしい快晴。例年どおり、1チームにつき、女性が必ず1名以上参加をし、1回は打席に立ち、守備には必ず出るということ（女性が1名以上参加していないチームは5点の減点というペナルティあり）であり、我が南部・五反田連合チームからは奇しくも私が参加させていただくことになりました。

当然ながら、我がチームのメンバーの殆どが普段から運動不足であり、私に至ってはルールすらおぼつかない状態でした。とりあえず、守備のときは、ボールが飛んできたら、キャッチして、1塁に投げよう、攻めのときはバットにボールを当てられるよう頑張ろう、という程度のことだけを呪文のように唱えながらの出場でした。

予選リーグ第1戦は、代々木・渋谷連合チームとの対戦。接戦ながら勝利を収めることができました。やはり、我がチームの佐藤誠一弁護士がスライディングを決めたことが勝利に繋がったのではないかと思います(あとで聞いた話では単に足がもつれて転んだらしいのですが)。

第2戦は、労弁・台東連合チームとの対戦であり、こちらは同点でしたがトータル1勝1分けで、我がチームは1位通過で決勝リーグへ進出できました。

決勝リーグからはトーナメント戦となり、準々決勝は城北チームと対戦し接戦のうえ、何とか勝ち抜け、準



昨年の覇者、東部からのトロフィーの返還



決勝では、昨年メッタ打ちにされたウェール&みどり共同チームとの対戦でリベンジに燃えておりましたがあえなくコールド負けとなりました・・・。

3位決定戦は渋谷・代々木連合チームとの再戦でした。同チームは私達との対戦の直前に負傷者の方が出てしまい(とても心配です・・・)、満身創痍の状態であったかとは思いますが、素晴らしいプレーをされ、我がチームは残念ながら敗退しました(南部・五反田連合チームは4位でした!)

優勝は、旬報チームでした。旬報チームの試合も拝見しましたが、ベテランの先生方が大活躍をされており、ホームラン、ヒットを連発していました。

翌日は、全身筋肉痛であり、1週間ほど経った今もまだ痛いのですが、すがすがしい一日だったと思います。

なお、たまたま、私達がプレーをしていた野球場の隣の運動場では、とあるテレビ撮影が行われており、大人気ゆるキャラの「ふなっしー」も見ることができました！

夢のような一日を終え、筋肉痛に耐えながら、また仕事の日々ではありますが、来年の出場を目標に少しは運動をしようと誓っております。

最後に・・・今年のサマーセミナーよりもソフトボール参加者の人数が約4倍多いということに気が付きました。

ぜひ、サマーセミナーにも参加してください。宜しくお願い致します。



優勝の盾は旬報に

MVP 談話

旬報法律事務所 深井 剛志

10月28日、秋晴れの絶好のスポーツ日和の中、恒例の自由法曹団東京支部ソフトボール大会が開催されました。旬報チームは、2005年のV2以来、優勝から遠ざかっていましたので、今年はなんとしても、上位に食い込みたいと思っておりました。加えて、3年前の入所時に、野球経験者ということで活躍を大変期待されていましたが、一昨年は、成績が振るわず、昨年は、怪我で2試合目でリタイアと、これまであまり戦果を残せていなかったもので、自分自身も何とかいい成績を残したいと思っていました。

予選リーグでは、東京合同ファイターズと、立川ヒメゴンズと対戦しました。東京合同は、一昨年の優勝チームで、かなり守備力が高く、まとまったよいチームでした。また、ヒメゴンズも打力が高く、最終回には8点差あった点差が、あと1点のところまで追いつめられてしまいました。しかし、旬報チームの打線や守備も負けずにうまくかみ合い、ヒメゴンズ戦では私自身のホームランも出て、何とか、予選1位通過を果たしました。

決勝トーナメント1回戦は、東京法律事務所との試合でした。試合は、最終回まで東京法律チームが優勢で、4回の表が終了した時点で、旬報チームは3点のリードを許しており、後がない状況でした。しかし、旬報チームの打線がつながり、怒涛の攻撃を見せ、4回の裏で3点差を追いつき、同点となりました。なおもランナーを残しており、一打サヨナラの場面でしたが、私の前のバッターであるプレ研修生の江夏さんは、惜しくも凡退。延長戦に突入しました。

延長戦は、タイブレーク方式ということで、1アウト満塁から始まります。そのため、旬報チームは、表の東京法律の満塁から始まる攻撃をしのがなければなりません。旬報チームは必死に守りましたが、惜しくも1点取られてしまいました。このまま無得点で終わると、敗退が決まってしまいます。裏の旬報チームの攻撃は、

先ほど私の前の打者で終わっていますので、私からの打順で始まりました。

1点差ですので、1打出て2塁ランナーが還れば、その時点でサヨナラです。ですので、大きい当たりはいらないと考え、それで気持ちが楽になり、無心でバットを振ることができました。結果は、センターの頭を越える大飛球でした。2点入ればサヨナラなので、ベースを一周する必要はないのですが、やはり、ホームランは気持ちがよく、足を止めることはできませんでした。こうして、東京法律事務所戦は、サヨナラ満塁ホームランという形で、旬報チームが勝ちました。

これで勢いをつけた旬報チームは、準決勝の渋谷・代々木戦と、決勝のウェール・みどり戦、いずれも打線がうまくつながり、両チームを破り、優勝することができました。

表彰式で、佐々木キャプテンが事務局から優勝トロフィーと優勝楯をいただきました。その後、優勝チームでMVPを1人選んでくれと言われ、佐々木キャプテンは、サヨナラホームランを打った私を指名しました。そうして、優勝とMVPという2つの表彰を受け、最高においしいお酒をいただくことが来ました。

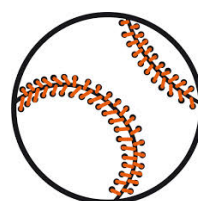
今年は、ソフトボールの参加チームが少なかったような印象です。団員のみなさんは、日々の活動で大変ご活躍されておりますので、お忙しいとは思いますが、ソフトボールを通じての交流、運動後のビール、いずれも大変すばらしいものです。

来年はぜひ、今回参加できなかった方々も、ソフトボール大会で日々の活動の息抜きをしていただければと思います。

第26回ソフトボール大会結果

優勝 旬報ロイヤーズ
準優勝 ウェール&みどり
第3位 渋谷・代々木
第4位 南部・五反田
第5位 東部法律事務所
第6位 東京合同ファイターズ

第7位 城北法律事務所
第8位 東京法律事務所
第9位 労弁・台東
第10位 三多摩法律事務所
第11位 ヤコブ・大気・水俣
第12位 立川ヒメゴンズ



若手弁護士へのメッセージと返書

日本国憲法の破壊を許さない力に

町田法律事務所 大森 典子

第2次安倍内閣の成立から今日までに、ここまで歴史が逆行させられたか、と振り返ると信じられない思いである。敗戦後の貧しい生活の中でも、新しい日本をつくるのだ、という大人たちの息吹を感じながら成長した私たちの世代は、憲法や平和に特別の思いをもっている。私が弁護士になった昭和43年（1968年）ころは、憲法を武器に闘うということが普通に行われていた。朝日訴訟の朝日さんがそうであったように、憲法25条が「健康で文化的な生活」を保障しているはずなのに、この現実には憲法違反ではないか、という素朴な発想から朝日訴訟は始まった。おなじように教科書裁判も、基地訴訟も、憲法が国民我々の生活をよくする武器なのだ、そして2度と戦争の惨禍に見舞われないための闘いの旗印なのだ、という思いが満ちあふれていた。この空気、この確信の一つは、日本の将来は我々の力で行くのだという意識、そして二つ目にはあの戦争に突入した日本は世界のことが見えていなかった、という反省であったと思う。日本国憲法を読めば、そこには人類が長年闘って獲得してきた人権の内実を豊にふまえてそれをさらに前進させようという意欲が読み取れるし、何よりも9条の戦争放棄は国際紛争を武力によらないで解決するという新しい道筋を求めるチャレンジであった。

こうした時代に、こうした憲法を使って家永訴訟や堀木訴訟や長沼ミサイル基地訴訟などを闘うという経験ができたことは本当に幸いだった、と思う。しかしあれから半世紀近くがたって、こうした時代を経てきたとは思えない「先祖返り」が濁流のごとくに起こっている現状に、私はいわば呆然としている。あの当時獲得した様々な成果はどこに行ってしまったのだろうか、と思ったりする。

考えてみれば、あの1960年代から70年代の頃は高度経済成長期にあつて日本がある意味で自信や希望を持てた時期であったのに対して、今日本はアジアの新興国の勢いに押されて自信をなくしているのかも知れない。書店に並ぶ「嫌韓」「呆韓」「嫌中」などの書物を見ると、他者をけなすことで自分の優位を自分に言い聞かせている、もの悲しい劣等感を感じてしまう。

こういう時代にあつて、あらためて思うことは、あの戦争の惨禍を経た市民がつくづく自覚した二つの点の重要性である。言うまでもなく第1には民主主義であり、第2には、日本が常に国際社会の中で信頼される地位を持つことの重要性、言い換えれば日本を世界から孤立させてはならないということである。今の安倍政権がやっていることはまさにナチが政権を取ったときのように国民のきちんとした理解や納得がないのに、この社会の基本ルールを転覆するようなことであり、日本を世界の常識からどんどん孤立へと導いている。つまり戦前社会への復帰にむけてひた走っているのである。しかしあの戦争とその後の新しい社会をつくろうとした時代を経験した我々市民は決して同じ道をたどらせてはならない。私自身について言えば、そろそろ人生の終わりに近づき残る力はほとんどないが、ここで何としてもこの流れをとめなければならないと思っている。

若い団員の皆さんには、知識人として、また憲法と法律を武器に市民の生活をまもる職業人として、是非とも、今日本が向かおうとしている危険な方向について、警鐘を乱打し、抵抗して戴きたいと思うのです。

千葉憲雄先生の「ある生き方」を拝読して

第一法律事務所 高石 育子

私が第一法律事務所に入所したのは平成16年。事務所の先生方は当時も今も個性あふれる魅力的な方々ばかりでした。その中で、ひととき優雅な雰囲気をもたせて仕事をしていらした（印象だった）のが千葉憲雄先生でした。いつもシワ一つ無いスーツをピシッと着こなし、胸ポケットにはハンカチーフ、髪はきれいにセットされ、背筋はピンと伸び、さっそうと歩き、穏やかな口調で話される千葉弁護士でした。事務所の狭いごちゃごちゃとした雰囲気とはミスマッチのような、そんな気品がありました。

その千葉先生が、お若いころは選挙弾圧事件を数多く担当し、接見時間や夜間接見を制限しようとした警察側に対抗して撃退されたとの経験をお聞きしたときは、私の千葉先生に対するイメージとのギャップに驚くとともに、当時、葛飾事件の弁護団に参加していた私は、非常に刺激を受けました。

また、労災・職業病対策の研究会を立ち上げ、裁判提起を促し、また、弁護団で裁判を提起される中で、死亡事故が激減したことや、裁判所に安全配慮義務を認めさせたのご経験は、「安全配慮義務」を既存のものとして学んだ私たちの世代からすると、「安全配慮義務」という概念がそのような先生方の長年の努力の成果の賜物であるということを知り、尊敬の思いでいっぱいです。

さらに千葉先生は、お忙しい中、期成会と弁護士会の活動に多くの時間を割かれていらっしゃいましたが、弁護士会の民主化が司法の民主化につながるの思いからとのことに脱帽です。

千葉先生と言えば、業務だけでなく、スポーツも万能です。なかでもテニスとゴルフが特筆です。長年つづけていらっしゃるテニスはセミプロの腕前とお聞きしています。万年初心者状態の私では、千葉先生にテニスのお相手をお願いすることも恐れ多く現在に至っていますが、いつか千葉先生がテニスをされることを拝見したいと思っています。

そしていつか機会があれば聞きたいことが二つあります。

一つは、修習生になる前に、どのような「弁護士像」を持ち、どのように「生きる」覚悟であったのか。

そしてもう一つは、感銘を受けたという米村先生のお話のないようなどのようなものであったのか、です。

79歳になられても毎日の晩酌は欠かさないお酒がお好きな千葉先生、お身体をいたわりつつどうか長く現役を続けてください。

我妻真典弁護士の文章を読んで

代々木総合法律事務所 林 治

当事務所の先輩である我妻真典弁護士からの若手弁護士へのメッセージを読んだ感想を述べます。

1 弾圧事件の件

我妻弁護士が弁護士になった1968年ころは、選挙のたびに弾圧事件があったと聞いています。

全然僕には記憶にないのですが、実は僕の父も僕が就学前の時期にビラまき（またはビラ貼り？）で逮捕・拘留され、裁判をたたかった経験があったのです。当時は知りませんでしたが、ずっと後になって我が家に置いてあった裁判支援者が作った冊子に父の写真と家族の写真が載っていたのを見つけて父の裁判闘争のこ

とを知りました。当時のことを母に聞いたときにこんなことを言っていました。「お父さんが捕まったって聞いて、『捕まったのがお父さんで良かった』と思った。これがほかの人だったら、簡単に警察にいろんなことをしゃべってしまうから」。また、当然ですが父は一度も欠かさず選挙の投票に行っていたのですが、警察に捕まった時だけは投票に行けなかったと悔しがって話をしたことがあります。自分の両親ながら、なかなか凄い人たちです。こんな両親に育てられたのですから、僕が現在代々木総合法律事務所で弁護士をしているというのは必然なのかもしれません。

我妻弁護士も粗末な事務所で寝泊まりし、弾圧事件に備えていたというお話は、過去の話ではありますが遠い世界での話とは思いませんでした。こうした弁護士がいたからこそ、父を始め多くの人が弾圧を恐れずに選挙をたたかうことができたのでしょう。

2 労働事件の件

我妻弁護士の駆け出しの時期は、労働組合の事件が多かったみたいです。当時の会社の対応や反動司法のやり方もひどいものであることが述べられています。かなり乱暴なことが行われていたみたいで、担当した我妻弁護士も心労が大きかったのではないのでしょうか。

現在では、労働組合の組織率も17%程度に低下し、非正規労働者が増えてきており、労働事件のなかで労働組合の事件が占める割合も少なくなって労働事件を取り巻く状況も変わってきています。

当時の労働者のたたかいも相当な覚悟が必要だったと思いますが、現在でも形は変わっても労働者が裁判をたたかうには覚悟と勇気が求められているのではないのでしょうか。08年のリーマンショックをきっかけに吹き荒れた非正規切りの嵐で十数万の非正規労働者が職を（住まいも）失いましたが、その中で裁判までたたかった労働者は全国で100人いたのでしょうか。非正規労働者は、労働組合に組織されていたわけではなく、また低賃金ため貯蓄も少なく、職を失ったら裁判よりも次の生活のことを考えなければならないという極限状態に追い込まれていたからではないのでしょうか。こうした中、裁判をするということは「原告になること」「原告であり続けること」自体がとても困難で覚悟のいることになっていると思います。

また、近年の労働相談では、メンタルの病気を抱えた相談が増えています。これは、近年の日本人が軟弱になったというのではなく、人と人との間の分断が進み孤立させられていることが原因の一つなのではないのでしょうか。経済的格差が大きい社会ほど社会的連帯は出来にくいとの調査もあり、現在の日本では「組合に団結して権利擁護のためにたたかう」というスタートをラインに立つこと自体が困難になっています。

労働事件をたたかう弁護士にとって以前とは違った困難さがあるような気がします。

もっとも、民衆の権利擁護のため時代の変化に即して、臨機応変にたたかう姿勢を貫くことが、当事務所や自由法曹団の根本的な姿勢であることは不変であると思いますので、僕もその姿勢は堅持して代々木総合法律事務所の弁護士として恥ずかしくない弁護士を目指したいと思います。



新チラシ「混ぜると、もっとキケン！」 活用のお願い

旬報法律事務所 早田 由布子

明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）の事務局長を務めております。いつも当会の活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

当会では、「秘密保護法が施行された世界で集団的自衛権が行使されたらどうなる？」をテーマにした新しいチラシを作成しました。秘密保護法の施行が予定される12月10日までに、秘密保護法と集団的自衛権のかかわりをもっと広くアピールしなければ、ということで作成したものです。今号ニュースに同封しております。ご覧ください。

秘密保護法と集団的自衛権、それぞれだけでもキケンなのですが、この2つを混ぜるともっとキケン！！

ということで、魔女っ子2人が秘密保護法のビンと集団的自衛権のビンから液体を混ぜると化学反応が起き、いろいろな恐ろしいことが起こる…というイメージのチラシになっています。ちなみにこの魔女っ子は、当会の書籍「これでわかった！超訳 特定秘密保護法」（岩波書店、定価1400円＋税）に登場する日本政府シスターズです。

このチラシは、印刷・配布自由、転載や転送も自由です！（ただし、内容の改変や一部のみの切り取り等のご遠慮ください。）ぜひみなさまの学習会や街頭宣伝等でお使いいただきたいと思います。

チラシのPDFデータをご希望の方は、その旨を記載の上、当会事務局

peaceloving.lawyer@gmail.com までメールをいただけましたらデータをお送りします。お送りしたデータを使って印刷等していただくのは自由ですので、ご利用ください。

当会のブログ、Facebook、twitterにも載せております（10月24日付）。こちらの記事の拡散にもご協力いただけましたら幸いです。

集団自衛権行使の根拠となる事実が特定秘密に指定される可能性があることを、安倍首相自身の国会答弁で認めました（10月6日衆院予算委）。現実的な危険性があることです。ぜひ広く市民に訴えていきましょう。



10月幹事会会議議事録

出席者 11名

1 情勢（団総会の議論を受けて）

■ 308名（公式発表）が参加

■ 憲法問題での討議

全国的に閣議決定後、改憲勢力が勢いを増している出来事が多くなっている

例えば、・公民館使用や公共催しでの護憲派の使用・参加拒否

・法自治体での改憲推進決議の提出

・ヘイトスピーチ

細かい出来事に対処していかないと、改憲勢力の勢いが広まってしまうおそれがある。団としても取り組んだほうがよい。

まず、どのような事例があるか、調査する。

2 諸課題についての支部の取り組み

（1）集团的自衛権

■ 出版本

書店配本部数が多く、当初の3000部に1000部増刷

■ 地方自治体

・新宿区議会では採決で負けた。ただ、本会議で集团的自衛権について議論されたのは初めて。

・港区議会は継続審議。ただ、委員会で団員が1時間程度議論した。

・八王子市議会は採決で反対決議、荒川区議会と日野市議会は改憲決議が提出された。

・賛成決議が提出された自治体に対して、閣議決定撤回要請を進めていく。

・各事務所へ地元自治体議会の動向を聞くためのアンケート実施も検討していく

■ 憲法学習会

・東京南部LO：憲法カフェを実施していく予定

地元のカフェ、バーなどに売り込みに行く。

（2）労働法

■ 派遣法：引き延ばすことができれば廃案に持ち込める見込

■ 労働法制：年内でまとめることが目指されているが、難しいとの見方もあり

■ 団本部から意見書作成、提出。拡大して使用していく

■ 10月29日 院内集会

■ 11月12日 街頭宣伝@新宿西口

（3）選挙制度

■ 11月4日 団本部主催で議員要請

（4）司法制度

■ 11月14日の議員要請に間に合うように、意見書を団本部で作成中

(5) 教育

■教科書検定を考える会を2月発足予定

(6) 年金

■10月29日 年金学習会 弁護団創設を兼ねる

3 その他

(1) 沖縄県知事選支援

■カンパ要請

沖縄支部で口座を作成してもらい、口座情報をFAXニュースで流す

(2) 支部総会

【開催日】2015年2月27、28日

【場 所】熱海 KKRホテル

■講師予定は？次回事務局会議で決定して打診する

(3) 11月多摩地域幹事会

11月26日実施@弁護士会多摩支部

(4) 退団申込者

■W 了承方向

■M 事情を聴いてみる

(5) ソフトボール大会

■懇親会参加者105名予定

(6) 法会労との宣伝活動

■11月13日(木) 17時30分

以上



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間 満年齢	372日	737日			
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843	
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109	
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635	
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645	
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886	
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441	
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303	
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453	

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)